

アウェイ建築評価ネット株式会社 確認検査業務約款

(責務)

- 第1条 建築主、設置者又は築造主（以下「甲」という。）及びアウェイ建築評価ネット株式会社（以下「乙」という。）は、建築基準法（以下「法」という。）並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款（「申請書」、「引受承諾書」及び「引受証」を含む。以下同じ。）及びアウェイ建築評価ネット株式会社確認検査業務規程（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「契約」という。）を履行する。
- 2 乙は、善良なる管理者の注意業務をもって、引受承諾書又は引受証に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
- 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 4 甲は、別に定めるアウェイ建築評価ネット株式会社確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）に基づき算定され、引受承諾書又は引受証に定められた額の手数料を第3条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
- 5 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書又は引受証に定められた業務の対象（以下「対象建築物」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 6 甲は、乙が業務を行う際に、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務に必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。
- 7 甲は、乙の確認業務において、対象建築物等の計画に関し、乙がなした建築基準関係法令への不適合の指摘に対し、速やかに図面の修正その他必要な措置をとらなければならない。
- 8 甲は、乙の確認検査業務において、対象建築物等の確認申請に係る図書に関し乙の審査において必要と認められる追加説明等の求め又は不備や不明確な点等の指摘に対し、速やかに補正や追加説明書等必要な措置をとらなければならない。乙が期限を明示した場合は、当該期限内にこれを行わなければならない。完了検査申請における追加説明書等必要な措置についても同様とする。

(業務期日)

- 第2条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日と

する。

- イ 確認業務 引受承諾書に定める日
- ロ 中間検査業務 引受証に定める中間検査予定日の翌日
- ハ 完了検査業務 引受証に定める完了検査予定日の翌日

2 乙は、甲が前条第5項から第8項まで及び第5条第1項に定める責務を怠った時その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長をその他の必要事項については甲乙協議して定める。

3 乙は、乙が行う確認が法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物等に係るものである場合であって、法第6条の3第5項に規定する通知書の交付を受けたときは、当該通知書に記載された期間の限りにおいて、業務期日を延長することができる。

(支払期日)

第3条 甲の確認検査手数料の支払い期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。ただし、協議の上、別の期日によることができる。

- イ 確認の申請手数料 確認申請手数料に係る請求書の発行日から7日を経過する日又は確認済証交付日のいずれか早い日
- ロ 中間検査の申請手数料 中間検査申請手数料に係る請求書の発行日から7日を経過する日又は中間検査合格証交付日のいずれか早い日
- ハ 完了検査の申請手数料 完了検査申請手数料に係る請求書の発行日から7日を経過する日又は検査済証交付日のいずれか早い日

(手数料の支払方法)

第4条 甲は、手数料を前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込みの方法により支払うものとする。ただし、緊急を要するときは、協議の上別の方法によることができる。

2 前項の払込に要する費用は、甲の負担とする。

(確認審査中の計画変更)

第5条 甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合は、速やかに当該確認の申請を取り下げ、別件として改めて乙に確認を申請しなければならない。

2 前項の申請の取下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとし、次条第5項及び第6号を適用する。

(甲の解除権)

第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙の書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

イ 乙が、正当な理由なく、第2条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合

ロ 乙が、この契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告しても尚、是正がされないとき

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取下げ旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料が未だに支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第7条 乙は、次の各号の一に当該するときは、甲の書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

イ 甲が、正当な理由なく、第3条の各号に掲げる手数料を当該各号に定める支払期日までに支払わない場合

ロ 甲が、この契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告しても尚、是正されないとき

2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また、当該手数料が未だに支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定める場合のほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(計画の特定行政庁への通知)

第8条 乙は、この契約を締結した後、建築場所の特定行政庁から要請がある場合に対象建築物等（建築物に限る）の計画の概要を当該特定行政庁へ通知する。

2 前項の通知によって、甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(事前相談)

第9条 規程第47条に基づく事前相談があった場合、その相談結果については、当約款にかかわらず、甲の責任において取扱うものとする。

(秘密保持)

第10条 乙は、この契約に定める業務に関して、知り得た秘密を漏らし、又は、自己の利益の為に使用してはならない。

(結果に対する乙の責任)

第11条 甲は、第1条に規定する業務の結果の判定に誤りが発見された場合、乙に対して、追完及び損害賠償を請求することができる。ただし、その誤りが次の各号の一に該当することに基づくものであることを乙が証明したときは、この限りでない。

- (1) 甲の提出図書に虚偽の記載があったことその他甲の責めに帰すべき事由。
- (2) 業務を行った時点の技術水準からして予見が困難であったこと。
- (3) 前各号のほか、乙の責に帰することができない事由。

2 前項の請求は、業務期日から5年以内に行わなければならない。

3 甲は、第1条に規定する業務の結果の判定に誤りがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を業務期日から6ヶ月以内に乙に通知しなければ、追完及び損害賠償を請求することができない。ただし、乙がその誤りがあることを知っていたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第12条 甲及び乙は、この契約に定める業務に関して、発生した損害に係る賠償額を相方に請求することができる。但し、その損害賠償請求額の上限を申請手数料の10倍までとする。

(別途協議)

第13条 この契約に定めのない事項及び契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に測り協議の上、定めるものとする。

制定 平成21年1月5日

(附則)

この規程は、平成21年1月5日より施行する。

(改定)

この規程は、平成25年12月18日より施行する。

この規程は、平成27年6月1日より施行する。

この規程は、平成27年12月14日より施行する。